

令和6年第2回定例会 経済建設常任委員会審査記録

- 1 日 時 令和6年6月13日（木） 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第63号 村上市温泉給湯施設条例及び朝日グリーン・ツーリズム推進施設条例を廃止する条例制定について
議第64号 高齢者生産活動センター条例を廃止する条例制定について
- 4 出席委員（6名）

1 番	三 田 敏 秋 君	2 番	姫 路 敏 君
3 番	佐 藤 憲 昭 君	4 番	富 樫 光 七 君
5 番	小 杉 武 仁 君	6 番	河 村 幸 雄 君
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者
副議長 大 滝 国 吉 君
- 7 委員外議員（なし）
- 8 説明のため出席した者

副 市 長	大 滝 敏 文 君
政 策 監	須 賀 光 利 君
農 林 水 産 課 長	小 川 良 和 君
同 課 農 業 振 興 室 長	本 間 研 二 君
同 課 農 業 振 興 室 係 長	小 田 篤 君
同 課 農 業 振 興 室 係 長	本 間 由 佳 君
同 課 林 業 水 産 振 興 室 長	伊 藤 幸 夫 君
同 課 林 業 水 産 振 興 室 係 長	高 橋 直 紀 君
同 課 林 業 水 産 振 興 室 係 長	佐 野 正 俊 君
同 課 みらい農業創造推進室長	高 橋 和 憲 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 橋 雄 大 君
地 域 経 済 振 興 課 長	富 樫 充 君
同 課 経 済 振 興 室 長	田 村 政 和 君
観 光 課 長	田 中 章 穂 君
同 課 観 光 交 流 室 長	村 山 真 一 君
同 課 観 光 交 流 室 副 参 事	渡 辺 仁 美 君
同 課 観 光 交 流 室 係 長	増 子 正 臣 君
建 設 課 長	須 貝 民 雄 君
同 課 整 備 室 長	小 田 康 隆 君
同 課 管 理 室 長	東海林 肇 君
都 市 計 画 課 長	大 西 敏 君
同 課 参 事	小 野 道 康 君
同 課 都 市 政 策 室 長	風 間 貴 志 君
同 課 建 築 住 宅 室 長	小 田 雄 介 君
上 下 水 道 課 長	稲 垣 秀 和 君
同 課 経 営 企 画 室 長	林 奈 美 君
同 課 業 務 室 長	齋 藤 健 一 君

同課工事管理室長	渡 邊 貴 志 君
同課工事管理室主幹	伊 藤 孝 雄 君
荒川支所産業建設課長	渡 邊 修 君
神林支所産業建設課長	中 嶋 琢 也 君
朝日支所産業建設課長	鈴 木 健 次 君
山北支所産業建設課長	森 山 治 人 君

9 議会事務局職員

局 長	内 山 治 夫
書 記	中 山 航

(午前10時00分)

委員長（河村幸雄君）開会を宣する。

○本委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日 程 第 1	議第63号 村上市温泉給湯施設条例及び朝日グリーン・ツーリズム推進施設条例を廃止する条例制定についてを議題とし、担当課長（観光課長 田中章穂君）から説明を受けた後、質疑に入る。
---------	--

(説 明)

観光 課長 おはようございます。それでは初めに、議第63号につきまして御説明申し上げます。議第63号は、村上市温泉給湯施設条例及び朝日グリーン・ツーリズム推進施設条例を廃止する条例制定についてでございます。本案は、道の駅朝日のリニューアル事業を進めるに当たり、既存施設である朝日まほろば温泉スタンド及び朝日グリーン・ツーリズム推進施設が新たに整備する施設の支障となることから、本年10月1日以降に解体を予定しているものであります。それに係り施設に係る条例をこのたび廃止するものでございます。説明は以上でございます。

(質 疑)

姫路 敏 温泉の給湯施設は分かるのですが、朝日グリーン・ツーリズムというところは前からちょっと枠を決めてということで、県外の方々を対象にというようなことで、たしか農業というのだから、畑を耕してということで募集かけたりしてきていたわけですが、その在り方そのものというのは結構よかったのですか。よかったのですかというか、結構ニーズもあったのですか。どういうふうな形で進んでいたのですか。

観光 課長 今委員のお話でありますとおり、グリーンツーリズム自体は地域の資源を活用した農山漁村の活性化であったり、あとは所得向上、関係人口の創出とか拡大を図るために、都市部と農村部の交流に取り組む地域協議会的な、持続性確保とか、地域の誘客を担う、またそれに係る人材を育成するとか、そういったことが中心となる活動です。活動内容は、コロナ禍の期間中一時期事業内容も少し停滞した経緯はございますが、今年度に関しましても、首都圏のNPO、企業、地域団体との連携をまた推進するとか、また地元の各種インストラクターを新たに養成するとか、受入れ態勢の整備、あとはまた首都圏であったりとか、都市部へのPR活動を行ったりして、その活動を継続しております。

姫路 敏 あそのみどりの里の場所の整備をやるということになれば、そこが邪魔になると
 いうか、まず邪魔はならないのだからかもしれないけれども、どこかに移動してまたす
 るということですか。

観光 課長 グリーンツーリズムの協議会自体は、当然村上市もその構成団体に入っております。
 そして、その活動も、何も否定するものではございません。ですので、これまでも
 新たな拠点に関しては相談を受けまして、市で管理する公共施設、今利用が低下し
 ているものとか、あとは民間を通じてのいろんな施設等の橋渡しのこともこれま
 でずっとやっておりました。新たな拠点についても、めどが立ったというふうにお
 聞きしております。

姫路 敏 その中で、グリーン・ツーリズムの推進施設条例を廃止するということは、今やろ
 うとしていることと、この廃止というのはバランスが悪いのだと思うのですけれ
 ども、大丈夫なのですか。

観光 課長 これまでグリーンツーリズムの拠点施設として機能していた、これは市の公共施設
 でございます。これからグリーンツーリズムの協議会のほうで新たに拠点として構
 えるところが民間施設と結びついて、そちらのほうに移動するというふうなところ
 まで伺っております。そのため、今公共施設としてのグリーンツーリズムの施設は
 用をなさなくなるということから条例の廃止になります。

姫路 敏 ということは、この条例を廃止しても、一応朝日のグリーンツーリズムという形の中
 では残していくと、いわゆるそういう民間団体を中心になって、場所も民地を利用
 した中で残っていくのだよということの理解でよろしいのですか。

観光 課長 そのとおりでございます。グリーンツーリズム、1点だけ、これは村上地区の朝日
 だけの活動ではございませんで、構成団体の中には21の団体と5名の個人の会員に
 よって構成されております。その中には村上市観光課もありますし、関川村の農林
 課もありますし、粟島浦村のほうも入っています。その構成団体の中で新たな拠点
 づくりというのはこれまで検討されてきました。その中で関川エリアであったり、
 そういったほかのところも団体のほうでは検討していった経緯もお聞きしており
 ます。結果として、新たな拠点、今の拠点の道の駅から大きく外れるところでない
 と、そこで新たな拠点をうまく民間同士の、民間の施設であります、そこをうまくお
 借りすることができるめどが立ったというふうにお聞きしております。活動そのも
 のは継続されます。

河村委員長 施設の内容という報告になっているような形になっていると思いますので、条例の
 廃止についてと若干ちょっとずれているところがあるようなふうに感じますけれ
 ども、その辺を考えて答弁をお願いしたいと思います。

大滝副議長 2番委員言っているのは、場所を言っているのだろう。耕す場所があるのかどうか
 って。

姫路 敏 だから、場所も移動して、これが廃止していいのかどうかも含めて聞いているので
 す。

大滝副議長 場所は移動しないのだ。そのままなのだ。その辺説明ちゃんと言えればいいのだけ
 ども。

三田 敏秋 場所は撤去するって。

大滝副議長 いやいや、その施設の場所は撤去するけれども、今やっている畑とか、そういうも
 のはそのままだろう。

三田 敏秋 畑は違うではないか。

姫路 敏 あれは民地ではないのでしょうか、今やっているのは。どういふのだね。
 河村委員長 その辺のところを観光課長、もう一つお願いいたします。
 観光 課長 お答えします。今お話の中でグリーンツーリズムの推進施設、建物自体の話と、それから恐らく委員おっしゃっております耕す農地、それというのは……
 三田 敏秋 まほろば農園のことを言ったのだよな。
 観光 課長 恐らくそうだと思います。
 三田 敏秋 それ今ちょっと違うことも教えてやれ。
 観光 課長 その農地のほうの管理も、今実際グリーンツーリズムの施設としてあるものではないです。ですから、ここのグリーン・ツーリズム推進施設条例の中に、農地、畑、貸す目的でやっているところ、そこは入っておりません。以上です。
 姫路 敏 施設があるから、その条例を廃止すると。それで、その施設が活動をする拠点になっている場所というのがいわゆる畑なわけだ。
 （「そうでない」と呼ぶ者あり）
 姫路 敏 そうでないの。
 三田 敏秋 まほろば農園関係ない。
 姫路 敏 ということは、そこをよく教えてくれ、俺に。
 三田 敏秋 まほろば農園と一緒に廃止するという考え方だから、駐車場にあるグリーンツーリズムの施設だけを撤去して廃止するのだよと、ただその推進協議会が残るのだよと、関川さんも栗島も入っているから。だから、それを説明してやればいい。それが民間で今度市のあれが外れるから……

委員長（河村幸雄君） 暫時休憩を宣する。
 （午前 10 時 11 分）

委員長（河村幸雄君） 再開を宣する。
 （午前 10 時 14 分）

姫路 敏 分かりました。では、施設内であって、その施設の中にあつた条例を、それは廃止するという考え方で、それでよろしいですね。今後先はそういったような施設というのはまたどこかに建てたりなんだりということの計画はないのですね。
 観光 課長 現在ございません。

（自由討議）
 （「なし」と呼ぶ者あり）

（討 論）
 （「なし」と呼ぶ者あり）

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第63号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 2 議第64号 高齢者生産活動センター条例を廃止する条例制定についてを議題とし、担

当課長（農林水産課長 小川良和君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

農林水産課長 皆さん、おはようございます。それでは、議第64号について説明させていただきます。議第64号は、高齢者生産活動センター条例を廃止する条例制定についてであります。本案は、神林地域北新保地内にある通称かみはやしいきいきセンターに係るものであり、平成元年に建設されてから、これまで高齢者の技術を生かした生産活動や生きがいがいづくりの場として活用されることを目的に運営されてきたところでありますが、利用者の減少等により、今後の施設運営についての検討を重ねた結果、公共施設マネジメントプログラムにおいて、用途廃止の上、売却を含めて施設の有効活用を図ることとしたもので、このたび地域や利用団体などと施設の廃止に向けた合意が得られたことから、本施設に係る条例を廃止するものであります。説明は以上です。

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（自由討議）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（討 論）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第64号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で本委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め閉会する。

委員長（河村幸雄君）閉会を宣する。

（午前10時18分）